

第12回 定時株主総会 招集ご通知

TECHNOPRO
テクノプロ・ホールディングス株式会社

日時

2017年9月28日(木曜日)

午前10時(受付開始 午前9時)

郵送及びインターネットによる議決権行使期限

2017年9月27日(水曜日)午後6時まで

場所

東京都千代田区外神田一丁目18番13号

秋葉原ダイビル2階

秋葉原コンベンションホール

(末尾の「第12回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額及び内容決定の件

株主の皆様へ



代表取締役社長 兼 CEO

西尾 保示

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第12回定時株主総会招集ご通知をご高配願うにあたりまして、
謹んでご挨拶申し上げます。

2015年8月3日に発表いたしました3年間の中期経営計画「Growth 1000」では、最終年度にあたる第13期(2017年7月1日から2018年6月30日)の連結売上収益1,000億円(第10期対比+23.1%)、連結営業利益100億円(同+38.8%)を目標に掲げ、技術者派遣領域における収益基盤の更なる強化を基軸としながら、技術者派遣のみにとどまらない「技術系人材サービス業界No.1」を目指して、様々な取組みを進めてまいりました。

その結果、連結売上収益においては目標の1,000億円を1年前倒しで達成することができ、その他の経営指標につきましても概ね前倒しでの達成が見通せる状況となりました。これもひとえに、お客様のご愛顧とともに、株主の皆様のお力添えやご理解の賜物でございます。この場をお借りしまして、改めて心より御礼申し上げます。

このような状況を踏まえ、前・中期経営計画を1年前倒しで終了し、新たに『一10年後も輝く企業であるために一』をスローガンに掲げ、5年間(2017年7月1日から2022年6月30日)の新・中期経営計画を策定し、本年度よりスタートさせることといたしました。

当社グループは一丸となり、これまで構築してまいりました経営基盤の整備を一層推し進めるだけでなく、更なる成長に向けた取組みを加速し企業価値の継続的な向上に努め、株主の皆様からのご期待に応えてまいりたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知		連結計算書類	
第12回定時株主総会招集ご通知	3	連結財政状態計算書	52
議決権行使についてのご案内	5	連結損益計算書	53
		連結持分変動計算書	54
株主総会参考書類		計算書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7	貸借対照表	55
第2号議案 定款一部変更の件	8	損益計算書	56
第3号議案 取締役8名選任の件	9	株主資本等変動計算書	57
第4号議案 監査役1名選任の件	18	監査報告	
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	19	連結計算書類に係る会計監査報告	58
第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する 譲渡制限付株式の付与に関する報酬等 の額及び内容決定の件	22	計算書類に係る会計監査報告	59
		監査役会の監査報告	60
提供書面		TOPICS	62
事業報告			
1.企業集団の現況	24		
(1) 当連結会計年度の事業の状況			
(2) 財産及び損益の状況			
(3) 重要な子会社の状況			
(4) 対処すべき課題			
(5) 主要な事業内容			
(6) 主要な事業所等			
(7) 従業員の状況			
(8) 主要な借入先の状況			
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項			
2.会社の現況	34		
(1) 株式の状況			
(2) 新株予約権等の状況			
(3) 会社役員の状況			
(4) 会計監査人の状況			
(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況			
(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針			

株主各位

証券コード 6028
2017年9月8日

東京都港区六本木六丁目10番1号

テクノプロ・ホールディングス株式会社

代表取締役社長 兼 CEO **西尾保示**

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面の郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2017年9月27日(水曜日)午後6時までに到着するようご投函くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権の行使】

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、インターネットによる議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2017年9月27日(水曜日)午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 当日当社では、地球温暖化防止に向けた省エネルギーへの取組みの一環として、当社役員及び係員が軽装(ノーネクタイのクールビズスタイル)にてご対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時	2017年9月28日(木曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)
2 場 所	東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階 秋葉原コンベンションホール (末尾の「第12回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第12期(2016年7月1日から2017年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第12期(2016年7月1日から2017年6月30日まで)計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額及び内容決定の件
4 議決権の行使についてのご案内	次頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前にインターネット上の当社ウェブサイトを開示いたしました。

当社ウェブサイト (<http://www.technoproholdings.com>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、ご行使いただくようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 2017年9月28日(木曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)

場所 秋葉原コンベンションホール
東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階

(末尾の「第12回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

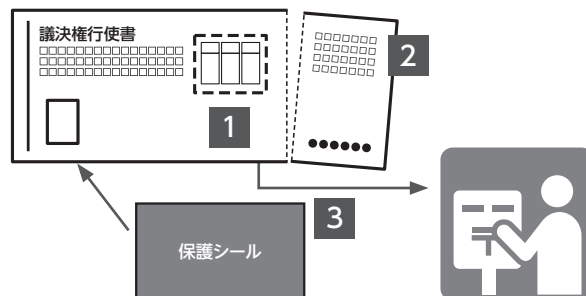
郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に記載されているお願いをお読みいただき、議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2017年9月27日(水曜日) 午後6時到着分まで

- 1 賛否をご記入ください。
※各議案につきまして、賛否の記載がない場合、
“賛”の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- 2 ミシン目で切り離してください。
- 3 個人情報保護シールを貼ってご投函ください。



インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

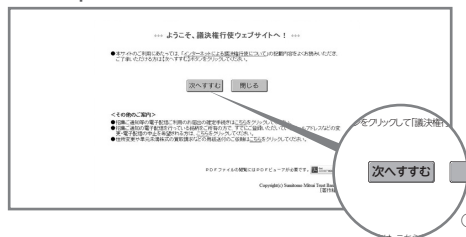
行使期限 2017年9月27日(水曜日) 午後6時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

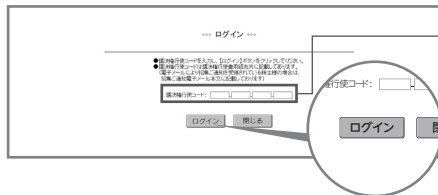
議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする <http://www.web54.net>



①「次へすすむ」をクリック

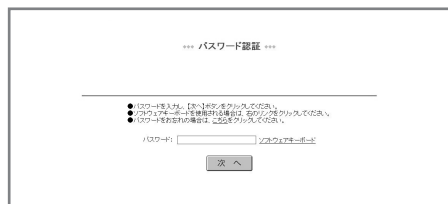
2 ログインする



②お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力

③「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する



④「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤「次へ」をクリック

⑥確認画面が出たら「確認」をクリック

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

1. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2017年9月27日(水曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者に対する料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

2. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本定時株主総会に限り有効です。

3. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

パソコン等の操作方法
に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 **0120-652-031** (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

◆議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)◆

機関投資家の皆様に関しましては、本定時株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

利益配分に関しましては、企業価値・株主価値向上を図るべく、内部留保を通じて成長のための資金需要と財務健全性確保に対応する一方で、連結配当性向を具体的な指標として、業績の一部について配当を通じて株主の皆様へ直接還元することを基本方針としております。配当水準については、中長期的に連結配当性向50%を目処とし、中間配当及び期末配当を年2回安定的に行うことを基本としております。また、急激な経済環境悪化に直面した場合等を勘案し、配当の最低水準を連結株主資本配当率10%と設定しております。

以上の方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類	金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 62円79銭 配当総額 2,148,283,561円 なお、中間配当金として1株につき50円00銭をお支払しておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき112円79銭となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2017年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 2017年7月3日付にて、Boyd&Moore Executive Search株式会社を連結子会社化したことに伴い、当該会社の定款の事業目的を当社定款第2条第1項各号に追加するため、現行定款第2条(目的)を変更するものであります。
- (2) 併せて、項数及び号数の調整を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款
<p>第2条(目的) 当会社の目的は次のとおりとする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することによって、当該会社の事業活動を支配、管理する業務</p> <p>(1) ~ (19) (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(20) コンピュータに関する調査、研究、教育及びコンサルティング業務</p> <p>(21) (条文省略)</p> <p>(22) 求人・求職に関する市場調査・資料作成並びに情報提供業務</p> <p>(23) ~ (34) (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(35) (条文省略)</p> <p>2. ~ 4. (条文省略)</p>

変更案
<p>第2条(目的) 当会社の目的は次のとおりとする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することによって、当該会社の事業活動を支配、管理する業務</p> <p>(1) ~ (19) (現行どおり)</p> <p><u>(20) 技術、マーケティング、市場参入、製品及びマネジメントに関する各種情報の収集、分析、提供、販売並びにコンサルティング業務</u></p> <p><u>(21) 国内、外国企業の海外及び日本への投資、進出を仲介、指導する業務並びに経営コンサルティング業務</u></p> <p>(22) コンピュータ・情報処理に関する調査、研究、教育、その他各種サービス及びコンサルティング業務</p> <p>(23) (現行どおり)</p> <p>(24) 求人・求職及び人事・労務に関する市場調査・資料作成並びに情報提供業務</p> <p>(25) ~ (36) (現行どおり)</p> <p><u>(37) 外国語学校の経営及び外国語の翻訳、通訳</u></p> <p><u>(38) 邦人、外国人学生に対する国内外での留学先の紹介、留学手続きの代行</u></p> <p>(39) (現行どおり)</p> <p>2. ~ 4. (現行どおり)</p>

第3号議案

取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、あらためて取締役8名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	2017年6月期における取締役会への出席状況
1	にし お やす じ 西 尾 保 示	代表取締役社長 CEO(最高経営責任者) 再任	15/15回 (100%)
2	さ とう ひろし 佐 藤 博	取締役(管理担当) CFO(最高財務責任者) 再任	15/15回 (100%)
3	しま おか がく 嶋 岡 学	取締役(事業担当) 再任	15/15回 (100%)
4	あさ い こういちろう 浅 井 功一郎	取締役(事業担当) 再任	15/15回 (100%)
5	や ぎ たけ し 八 木 毅 之	取締役(人事総務担当) 再任	15/15回 (100%)
6	わた べ つね ひろ 渡 部 恒 弘	取締役 再任 社外 独立	15/15回 (100%)
7	やま だ かず ひこ 山 田 和 彦	取締役 再任 社外 独立	15/15回 (100%)
8	さか もと はる み 坂 本 春 生	取締役 再任 社外 独立	11/12回 (91%)

(注) 坂本春生氏の取締役会への出席状況については、当社取締役就任した2016年9月29日以降に開催された取締役会に関する出席状況を記載しております。

候補者番号	にしお やすじ 西尾 保示	再任	生年月日 (1951年12月7日生)
1			



略歴、当社における地位及び担当

- 1974年 4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行) 入行
- 2000年 3月 同行管理部長
- 2000年 7月 山佐(株)常務執行役員
- 2004年12月 セコムメディカルリソース(株)専務取締役
- 2005年10月 (株)あんしん会 四谷メディカルキューブ常務理事
- 2006年10月 昭和地所(株)CFO兼財務部長
- 2007年 7月 国際興業(株)専務執行役員兼CFO
- 2008年 4月 グッドウィル・グループ(株)取締役兼CFO
- 2009年10月 ラディアホールディングス(株)常務執行役員兼CFO
- 2010年10月 (株)アドバンテージ・リソーシング・ジャパン常務取締役兼CFO
- 2012年 4月 当社常務取締役兼CFO兼財務経理本部長
- 2013年 7月 当社代表取締役社長兼CEO兼CFO兼財務経理本部長
- 2014年 2月 当社代表取締役社長兼CEO(現任)
- 2014年 7月 (株)テクノプロ代表取締役社長(現任)

【重要な兼職の状況】

- (株)テクノプロ代表取締役社長
- (株)テクノプロ・コンストラクション取締役
- (株)テクノプロ・キャリア取締役

〈取締役候補者とした理由〉

西尾保示氏は、銀行をはじめとする様々な業界において培った豊富な経営能力や知見を有しており、当社では最高財務責任者を務めた後、2013年7月に社長に就任して以来、当社グループの経営全般を指揮統轄し、2014年12月には(株)東京証券取引所市場第一部への上場を果たすとともに、グループ一体運営の推進や経営体制の整備を進めつつ、継続的な業績向上を実現しております。また、当社取締役会の議長として、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に貢献しております。当社経営者に相応しい人格・見識を兼ね備え、優れたリーダーシップと経営手腕を発揮している点に鑑み、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
(2017年6月30日現在)
30,000株

取締役在任期間
5年5か月

2017年6月期における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

(注) 西尾保示氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

さとう ひろし
佐藤 博

再任

生年月日 (1956年12月26日生)



所有する当社の株式数
(2017年6月30日現在)
13,600株

取締役在任期間
3年7か月

2017年6月期における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月 日本電気(株)入社
2002年12月 NECエレクトロニクス(株)財務本部長 (CFO)
2003年10月 同社執行役員財務本部長 (CFO)
2010年 4月 NECネットエスアイ(株)執行役員CFO兼企画部長
2013年 4月 同社執行役員CFO
2014年 2月 当社取締役(管理担当)兼CFO兼常務執行役員(現任)
2014年 7月 (株)テクノプロ取締役兼専務執行役員(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員

〈取締役候補者とした理由〉

佐藤博氏は、上場会社である大手製造業のグループ会社における最高財務責任者として培った豊富な経験と知見を活かし、2014年2月から当社取締役(管理担当)兼CFOとして財務・経理・経営企画・事業管理・広報IR・情報システムの各部門を担当し、管理系業務のみならず企業買収や戦略立案・推進等の面で実績をあげるとともに、取締役会の意思決定機能の強化に貢献しております。当社経営陣の一翼を担うに相応しい人格・見識を兼ね備え、優れた経営手腕を発揮している点に鑑み、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 佐藤博氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

しまおか
嶋岡 かく
学

再任

生年月日 (1975年6月12日生)



略歴、当社における地位及び担当

2006年 8月 (株)シーテック代表取締役社長
 2006年11月 (株)クリスタル代表取締役社長
 2007年 6月 グッドウィル・グループ(株)常務執行役員
 2008年 5月 グッドウィル・グループ(株)取締役COO
 2009年10月 ラディアホールディングス(株)常務執行役員
 2012年 4月 当社常務執行役員
 2014年 2月 当社取締役(事業担当)兼常務執行役員(現任)
 2014年 7月 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・デザイン社社長)兼専務執行役員(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・デザイン社社長)兼専務執行役員
 (株)テクノプロ・キャリア取締役

〈取締役候補者とした理由〉

嶋岡学氏は、長年にわたり人材ビジネスに携わり、当社グループの事業や業界・顧客動向に精通しており、特に先見性のある企画立案能力、及び強いリーダーシップに基づいて、事業運営における卓越した実績をあげ当社グループの成長を牽引するとともに、取締役会の意思決定機能の強化に貢献しております。当社経営陣の一翼を担うに相応しい人格・見識を兼ね備え、優れた経営手腕を発揮している点に鑑み、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

所有する当社の株式数

(2017年6月30日現在)

28,000株

取締役在任期間

3年7か月

2017年6月期における

取締役会への出席状況

15/15回 (100%)

(注) 嶋岡学氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

あさ い こういちろう
浅井 功一郎

再任

生年月日 (1970年3月3日生)



略歴、当社における地位及び担当

2006年 1月 (株)クリスタル代表取締役社長
2008年 3月 グッドウィル・グループ(株)執行役員
2008年11月 (株)テクノプロ・エンジニアリング代表取締役社長
2010年 7月 (株)CSI代表取締役社長
2011年 6月 (株)アドバンテージ・サイエンス代表取締役社長
2012年 4月 当社常務執行役員
2014年 2月 当社取締役(事業担当)兼常務執行役員(現任)
2014年 7月 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)兼専務執行役員(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)兼専務執行役員
(株)テクノプロ・キャリア取締役
(株)オンザマーク取締役

所有する当社の株式数

(2017年6月30日現在)

10,000株

取締役在任期間

3年7か月

2017年6月期における
取締役会への出席状況

15/15回 (100%)

〈取締役候補者とした理由〉

浅井功一郎氏は、長年にわたり人材ビジネスに携わり、当社グループの事業や業界・顧客動向に精通しており、特に確かな分析能力と実行力、及び強いリーダーシップに基づいて、事業運営における卓越した実績をあげ当社グループの成長を牽引するとともに、取締役会の意思決定機能の強化に貢献しております。当社経営陣の一翼を担うに相応しい人格・見識を兼ね備え、優れた経営手腕を発揮している点に鑑み、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 浅井功一郎氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号	やぎ たけし 八木 毅之	再任	生年月日 (1967年 8月 9日生)
5			



略歴、当社における地位及び担当

- 1991年 4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行) 入行
- 2008年 5月 (株)新生銀行 人事部部長
- 2012年 11月 当社常務執行役員兼人事本部長
- 2014年 2月 当社常務執行役員(人事総務担当)
- 2014年 7月 当社取締役(人事総務担当)兼常務執行役員(現任)
(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員(現任)

【重要な兼職の状況】

- (株)テクノプロ取締役兼専務執行役員
- (株)テクノプロ・コンストラクション取締役
- (株)テクノプロ・キャリア取締役

〈取締役候補者とした理由〉

八木毅之氏は、銀行において培った主に人事分野における豊富な経験と知見を活かし、2014年7月から当社取締役(人事総務担当)として人事・総務部門を担当し、特にグループ経営体制の整備やコーポレートガバナンスの強化、人事諸制度の改善・導入等の面で実績をあげるとともに、取締役会の意思決定機能の強化に貢献しております。当社経営陣の一翼を担うに相応しい人格・見識を兼ね備え、優れた経営手腕を発揮している点に鑑み、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
(2017年6月30日現在)
5,100株

取締役在任期間
3年2か月

2017年6月期における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

(注) 八木毅之氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

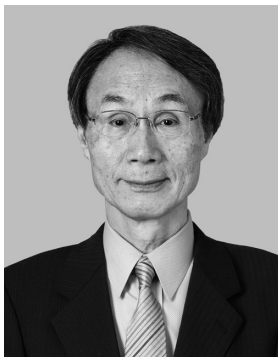
わたべ つねひろ
渡部 恒弘

再任

社外

独立

生年月日 (1945年2月17日生)



略歴、当社における地位及び担当

1968年 4月 ㈱日本長期信用銀行(現㈱新生銀行) 入行
1994年 6月 同行取締役
1998年 7月 UBS信託銀行(株)取締役会長
2004年12月 UBS証券(株)取締役副会長
2007年 3月 モルガン・スタンレー証券(株)(現モルガン・スタンレーMUFG証券(株)) 副会長
2010年 8月 シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン(株)会長
2011年 6月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)社外監査役
2012年 4月 当社取締役(現任)
2015年 6月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)社外取締役

【重要な兼職の状況】

クレディ・スイス証券(株)最高顧問
(-)国際経済交流財団理事

〈社外取締役候補者とした理由〉

渡部恒弘氏は、2012年4月に当社の社外取締役として就任して以来、銀行、外資系金融機関における役員としての豊富な経験や広範な人脈に基づいた知見を活かし、取締役会においてグループ経営戦略等について積極的な提言を行うとともに、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。当社の更なる持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、引き続き同氏の識見を活かしていくべく、同氏を独立社外取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数

(2017年6月30日現在)

0株

取締役在任期間

5年5か月

2017年6月期における
取締役会への出席状況

15/15回 (100%)

- (注) 1. 渡部恒弘氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 渡部恒弘氏は社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、5年5か月となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(20~21ページ記載)を満たしております。当社は、同氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届出る予定であります。
3. 渡部恒弘氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号	やまだ かずひこ 山田 和彦	再任	社外	独立
7		生年月日 (1981年4月28日生)		



略歴、当社における地位及び担当

2005年10月 第二東京弁護士会登録
中村・角田・松本法律事務所所属
2012年 1月 中村・角田・松本法律事務所パートナー(現任)
2015年 9月 当社取締役(現任)
2016年 9月 学習院大学法科大学院特別招聘教授(現任)

【重要な兼職の状況】

中村・角田・松本法律事務所パートナー

〈社外取締役候補者とした理由〉

山田和彦氏は、直接企業経営に関与された経験はございませんが、弁護士として、特に企業買収、企業再編、株式実務等、会社法、金融商品取引法を中心とする分野における豊富な経験と知見を有しており、2015年9月に当社の社外取締役として就任して以来、取締役会において特にコーポレートガバナンス強化について意見具申、助言を行うとともに、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。当社の更なる持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、引き続き同氏の識見を活かしていくべく、同氏を独立社外取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
(2017年6月30日現在)

0株

取締役在任期間

2年

2017年6月期における
取締役会への出席状況

15/15回 (100%)

- (注) 1. 山田和彦氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 山田和彦氏は社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(20~21ページ記載)を満たしております。当社は、同氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 山田和彦氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

8

さかもと はるみ
坂本 春生

再任

社外

独立

生年月日 (1938年4月10日生)



略歴、当社における地位及び担当

1962年 4月 通商産業省(現経済産業省)入省
1984年 7月 同省大臣官房企画室長
1986年 6月 札幌通商産業局長
1987年 8月 (株)第一勧業銀行顧問
1990年 5月 (株)西友常務取締役
1997年 5月 同社代表取締役副社長
1997年 9月 (株)西武百貨店代表取締役副社長
1999年 4月 (社)経済同友会副代表幹事
2000年 10月 (勅)2005年日本国際博覧会協会常任理事事務総長
2003年 10月 同協会副会長
2006年 6月 (勅)流通システム開発センター会長
2008年 6月 (株)横浜銀行社外取締役
2010年 6月 (社)日本ファシリティマネジメント推進協会会長
2013年 6月 三菱自動車工業(株)社外取締役(現任)
2016年 9月 当社取締役(現任)

所有する当社の株式数
(2017年6月30日現在)

0株

取締役在任期間

1年

2017年6月期における
取締役会への出席状況

11/12回 (91%)

【重要な兼職の状況】

三菱自動車工業(株)社外取締役

〈社外取締役候補者とした理由〉

坂本春生氏は、通商産業政策に携わる行政官として、また経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、2016年9月に当社の社外取締役として就任して以来、取締役会において当社経営への積極的な提言や助言を行うとともに、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。当社の更なる持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、引き続き同氏の識見を活かしていくべく、同氏を独立社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 坂本春生氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 坂本春生氏は社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(20~21ページ記載)を満たしております。当社は、同氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 坂本春生氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 坂本春生氏が社外取締役に就任している三菱自動車工業(株)において、2016年4月に同社製車両の燃費試験における不正行為の事実が判明いたしました。また、同年9月に、国土交通省から、当該不正行為のあった車両の燃費値の再検証のために同社にて行った社内試験においても、不正行為があったとの指摘を受けました。さらに、2017年1月に、消費者庁から、燃費試験における不正行為があった同社製車両のカタログ等の表示において、不当品類及び不当表示防止法に違反する行為があったとして、措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、いずれの事実についても当該事実が判明するまで認識しておりませんが、日頃から同社取締役会において法令遵守の視点に立った提言を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、当該事実の徹底した調査及び再発防止を指示いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 高尾光俊氏が任期満了となります。つきましては、あらためて監査役1名のご選任をお願いいたしますと存じます。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

たかお みつとし
高尾 光俊

再任

社外

独立

生年月日 (1950年4月1日生)



略歴及び当社における地位

1972年 4月 川崎重工業(株)入社
1998年 1月 同社航空宇宙事業本部ジェットエンジン事業部管理部長
2004年 4月 同社本社財務経理部長
2005年 4月 同社執行役員
2008年 6月 同社代表取締役常務
2012年 4月 同社代表取締役副社長
2014年 4月 当社監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

なし

〈社外監査役候補者とした理由〉

高尾光俊氏は、財務及び会計をはじめとする管理業務全般に対する知見並びに大手企業における経営者としての豊富な経験を有しており、当社に対する客観的な見地からの監督・監査・助言を得ることを期待できることから、同氏を独立社外監査役候補者といたしました。

所有する当社の株式数

(2017年6月30日現在)

4,000株

監査役在任期間

3年5か月

2017年6月期における
取締役会への出席状況

15/15回 (100%)

2017年6月期における
監査役会への出席状況

18/18回 (100%)

- (注) 1. 高尾光俊氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 高尾光俊氏は社外監査役候補者であります。同氏の監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、3年5か月となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員・独立性判断基準」(20~21ページ記載)を満たしております。当社は、同氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 高尾光俊氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令又は定款に定める員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

きたあらい よしお
北新居 良雄

新任

社外

独立

生年月日 (1954年9月5日生)



所有する当社の株式数
(2017年6月30日現在)
0株

略歴及び当社における地位

- 1980年 4月 第一東京弁護士会登録
岡田一三法律事務所(後に、岡田・田川法律事務所)勤務
- 1986年 1月 聖橋法律事務所入所
- 1988年 8月 英国フィールド・フィッシャー・アンド・マーティノー事務所弁護士事務所(後に、フィールド・フィッシャー・ウオーターハウス法律事務所)勤務
- 1991年 9月 聖橋法律事務所入所
- 2000年 1月 糸賀法律事務所入所
- 2001年 4月 北新居・青木法律事務所代表弁護士(現任)
- 2009年 4月 第一東京弁護士会副会長
- 2011年 4月 (株)輔仁会理事(現任)
- 2012年 3月 (株)東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会委員(現任)
- 2012年10月 (株)つむぎ評議員(現任)

【重要な兼職の状況】

北新居・青木法律事務所代表弁護士

〈補欠の社外監査役候補者とした理由〉

北新居良雄氏は、企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり、弁護士として、商取引、会社組織再編、雇用、家族法等に関する案件のほか、株主代表訴訟等会社関係訴訟等に從事された経験を有していることから、高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待して、同氏を補欠監査役候補者となりました。

- (注) 1. 北新居良雄氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 北新居良雄氏は補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(20~21ページ記載)を満たしております。同氏が監査役に就任した場合、(株)東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
3. 北新居良雄氏が監査役に就任した場合は、同氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結する予定であります。

ご参考：

当社は次のとおり「取締役・監査役選定基準」「社外役員 独立性判断基準」を制定しております。また、すべての取締役・監査役の候補者の選定にあたり、指名報酬諮問委員会への諮問、審議、答申を経ております。

【取締役・監査役選定基準】

1. 当社の取締役及び監査役は、法定及び定款上の要件の充足、役員規程に定める欠格事由への非該当、並びに現在及び過去における反社会的勢力との非関与に加え、以下の要件を満たすものとする。

すべての取締役・監査役に求められる「前提要件」	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 人格、知識・見識に優れ、高い遵法精神、倫理観を有していること 2. 客観的判断能力、洞察力、先見性を有していること 	
特に社外取締役・社外監査役に求められる「共通要件」	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業経営、内部統制、法令遵守、財務・会計、金融、法曹、行政、危機管理、教育等のいずれかの分野における高い見識、豊富な実務経験及び指導的役割を務めた経験を有していること 2. 当社グループ全体を俯瞰し理解する能力、本質的な課題やリスクを把握する能力等を有し、取締役会等における率直・活発で建設的な審議への貢献が期待できること 	
特に社外取締役に求められる要件	特に社外監査役に求められる要件
<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業経営や専門分野における豊富な経験に基づく実践的な視点から、客観的な経営の監督や判断、及び会社の持続的な成長に対する助言や支援ができること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監査体制の中立性及び独立性を一層高める目的をもって選任されることからして、中立の立場から客観的に監査意見を表明できること
特に社内取締役に求められる要件	特に社内監査役に求められる要件
<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社グループを巡る業界動向・関連諸規制、当社グループのビジネスモデルに精通し、各々の専門分野における豊富な実践経験を有していること 2. 全社的視点の下、組織運営能力を有して、業務遂行ができること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社グループの組織、事業、業務プロセス等に精通し、社内から情報を適切に収集したうえで、実効性の高い監査役監査が可能であること

2. 当社の取締役及び監査役の選任にあたっては、取締役会、監査役会それぞれの多様性に配慮する。
3. 当社の監査役の選任にあたっては、最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有する者でなければならない。
(注) 上記の各要件は、取締役・監査役・社外取締役・社内取締役(社外取締役でない取締役をいう)・社外監査役・社内監査役(社外監査役でない監査役をいう)の候補者にも適用する。

【社外役員 独立性判断基準】

当社は、当社の社外取締役及び社外監査役(以下総称し「社外役員」という。)を独立役員として指定するための基準を明確にすることを目的として、以下のとおり「社外役員 独立性判断基準」(以下「本基準」という。)を定める。

1. 当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次のいずれの事項にも該当しない場合、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)に所属する者、又は最近*1(以下同じ)まで所属した者
- ② 取引先の前年度連結売上高の2%以上を当社グループが占める取引先、もしくは当社の前年度連結売上高の2%以上を取引先が占める当該取引先に所属する者、又は最近まで所属した者
- ③ 当社の前年度期末の発行済株式総数10%以上を保有する個人、又は企業・団体に所属する者もしくは最近まで所属した者
- ④ 当社グループが前年度期末の発行済株式総数10%以上を保有する企業・団体に所属する者、又は最近まで所属した者
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者、又は最近まで所属した者
- ⑥ 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関に所属している者、又は最近まで所属した者
- ⑦ 過去3事業年度のうちいずれか1事業年度あたり、当社グループから役員報酬以外に直接的に1,000万円を超える報酬を受けているコンサルタント、法律専門家、会計専門家又は税務専門家である者(当該報酬を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)、又は最近まであった者
- ⑧ 過去3事業年度のうちいずれか1事業年度あたり、当社グループから1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織の理事その他の業務執行者等、又は最近まであった者
- ⑨ 当社グループとの間で、取締役及び監査役を相互に派遣している会社の業務執行者
- ⑩ 上記各号のいずれかに掲げる者(重要*2でない者を除く)の2親等以内の親族あるいは同居の家族

(注)

*1：「最近」とは、当社の取締役・監査役就任時より遡って3年未満の期間を指す

*2：「重要」な者とは、各会社・取引先の取締役・執行役・監査役及び執行役員等の重要な使用人、各会計監査人・各法律事務所に所属する公認会計士・弁護士を想定している

2. 第1項に定める要件のいずれかに該当する場合であっても、指名報酬諮問委員会の審議を経た取締役会又は監査役会の判断により、独立役員として指定することがある。
3. 第1項に定める要件の該当有無にかかわらず、独立役員は、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。
4. 独立役員は、本基準を退任まで継続して確保するよう努め、本基準に定める独立性を有しないこととなった場合には、速やかに当社に報告するものとする。

なお、上記は「テクノプロ・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」の一部であり、その全文は当社ウェブサイト(<http://www.technoproholdings.com>)に掲載しております。

以 上

第6号議案

取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額及び内容決定の件

今般、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対して、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションに代えて、新たに譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入したいと存じます。

本制度の導入にあたり、2014年6月30日付臨時株主総会においてご承認いただいた当社の取締役の報酬等の額(年額400百万円以内。なお、役員賞与は含まれますが、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。以下「既存報酬等」といいます。)とは別枠で対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたします。

つきましては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬を金銭報酬債権とし、その総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、既存報酬等とは別枠で年額100百万円以内と設定することにご承認をお願いいたします。対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

また、2015年9月29日開催の第10回定時株主総会において既存報酬等とは別枠で対象取締役に対し、年額100百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションを付与しておりますが、本議案が原案どおり承認可決された場合、既に付与済みのものを除き、対象取締役に対する株式報酬型ストック・オプションは廃止することとし、今後対象取締役に対し株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

なお、現在の取締役は8名(うち社外取締役3名)ですが、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役の員数は8名(うち社外取締役3名)となり、対象取締役は5名となります。

1. 本制度の内容の概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内とします(ただし、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)。またその1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

2. 本割当契約に定める内容の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」といいます。)

(2) 退任時の取り扱い

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。なお、当社は譲渡制限期間が満了した時点において本(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお当社は本(4)の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

その他の内容は、当社取締役会において定めるものとする。

〔ご参考〕

本定時株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合には、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により導入し、当社の普通株式を発行又は処分する予定です。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(i) 当連結会計年度の経済環境

当連結会計年度における世界経済は、米国新大統領就任に伴う政策変更や英国のEU離脱による不確実性増加等の影響により、不透明な状況にありました。国内においては、広く景況感の改善がみられ、雇用情勢も改善傾向にありました。今後は、北朝鮮問題や米国新政権の政策運営などの海外情勢の影響を注視していく必要があります。

このような情勢の中、当社グループが注力している技術者派遣・請負事業は安定成長が継続し、特に自動車・自動車部品、IT業界の技術者に対する需要は引き続き活況でしたが、技術者採用市場における供給不足の状況が前連結会計年度より継続いたしました。

(ii) 企業集団の当連結会計年度の業績(国際会計基準)

当社グループでは、技術者一人当たりの売上単価の向上に向けて、シフトアップ(配属先を変更することによる売上単価向上)とチャージアップ(同一配属先での契約更新時の売上単価向上)を、前連結会計年度に引き続き推進いたしました。

また、当社グループの成長の礎となる技術力の高い技術者を確保するため、技術者による知人紹介の推進等、採用強化を進めました。加えて、2016年12月には株式会社テクノプロ・エンベデッド(株式取得時の商号：安川情報エンベデッド株式会社)を連結子会社化することで、組込開発領域における優秀な技術者を獲得いたしました。また、前連結会計年度に連結子会社化した技術者向け教育研修事業を営むピーシーアシスト株式会社と教育研修施設(テクノプロ・ラーニング)との融合を進めるなど、技術者の教育体制を強化いたしました。

さらに、2017年6月には、シンガポールを拠点としてアジア8か国で人材サービス事業を営むHRnetGroup Limitedへの出資を行いました。今後、同社をコアパートナーとして、アジア展開を図る日系企業の現地人材獲得支援や、当社グループが技術開発のアウトソーシング事業を国内及びアジアで展開する上での技術者の獲得等を共同で進めてまいります。また、外国人技術者に係るオンライン採用プラットフォーム「TalentHub(タレントハブ)」事業を推進するプレイネクストラボ株式会社との資本業務提携も強化してまいります。

これら取組みの結果、当連結会計年度末の国内技術者数は14,346人(前連結会計年度末比1,219人増)へと増加いたしました。また、当連結会計年度の平均稼働率は95.3%と前連結会計年度比0.2%増加し、シフトアップ・チャージアップを継続的に推進した結果、技術者一人当たり売上(国内)も月額633千円と同9千円の増額となり、売上収益の増加に貢献いたしました。採用面においては、当連結会計年度の国内技術者採用数は2,684人(前連結会計年度比143人増)であり、技術者数の伸びに寄与しております。費用面においては、業績向上に伴う技術者の人件費増加、受託請負の拡大に伴う外注費の増加といった売上原価増要因があり、売上総利益率は23.4%(同0.2%低下)となりました。また、IT活用による業務効率化を進めた結果、売上収益販売管理費比率を13.9%(同0.3%改善)にコントロールいたしました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績につきましては、売上収益は1,000億95百万円(前連結会計年度比10.8%増)、営業利益は96億47百万円(同13.6%増)、税引前当期利益は95億59百万円(同20.7%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は77億17百万円(同4.9%増)となりました。

■ 売上収益	1,000 億 95 百万円	前連結会計年度比	10.8 % 増
■ 営業利益	96 億 47 百万円	前連結会計年度比	13.6 % 増
■ 税引前当期利益	95 億 59 百万円	前連結会計年度比	20.7 % 増
■ 親会社の所有者に 帰属する当期利益	77 億 17 百万円	前連結会計年度比	4.9 % 増

② 設備投資の状況

当社グループでは、新規拠点の開設及び既存拠点の改修などの建設付属設備、工具備品等として2億63百万円、社内業務システムの構築及び改修などのソフトウェア等として2億42百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は、当事業年度において、投資資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、金融機関との間で、借入極度額50億円の当座貸越契約を締結し、HRnetGroup Limitedへの出資に係る資金として、当該契約に基づき20億円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

(i) プレイネクストラボ株式会社の株式取得

当社は、2016年10月14日付で、第三者割当てによりプレイネクストラボ株式会社の普通株式9,200株を引受け、同社を持分法適用関連会社化いたしました。なお、当該株式引受け後の当社の持株比率は48%であります。

(ii) 株式会社テクノプロ・エンベデッドの株式取得

当社の子会社である株式会社テクノプロは、2016年12月20日付で、株式会社テクノプロ・エンベデッド(株式取得時の商号：安川情報エンベデッド株式会社)の発行済普通株式の100%(9,000株)を取得し、同社を完全子会社化(当社の孫会社化)いたしました。

(注) 株式会社テクノプロ及び株式会社テクノプロ・エンベデッドは、2017年10月1日付で、株式会社テクノプロを存続会社、株式会社テクノプロ・エンベデッドを消滅会社とする吸収合併を行う予定であります。

(iii) Boyd&Moore Executive Search株式会社の株式取得(当事業年度の末日後)

当社は、2017年7月3日付で、Boyd&Moore Executive Search株式会社の発行済普通株式の100%(200株)を取得し、同社を完全子会社化いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

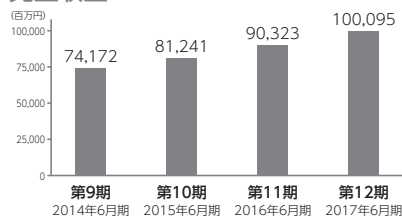
① 企業集団の財産及び損益の状況

		第9期 (2014年6月期) (国際会計基準)	第10期 (2015年6月期) (国際会計基準)	第11期 (2016年6月期) (国際会計基準)	第12期 (2017年6月期) (国際会計基準)
売上収益	(百万円)	74,172	81,241	90,323	100,095
営業利益	(百万円)	5,688	7,283	8,494	9,647
税引前当期利益	(百万円)	4,201	6,832	7,920	9,559
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	4,027	6,874	7,359	7,717
基本的1株当たり当期利益	(円)	118.20	201.76	215.80	225.58
株主資本利益率	(%)	30.8	37.1	32.0	29.9
総資産	(百万円)	53,616	58,778	63,634	70,119
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	15,071	21,973	23,963	27,696
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	442.31	644.86	700.41	809.51

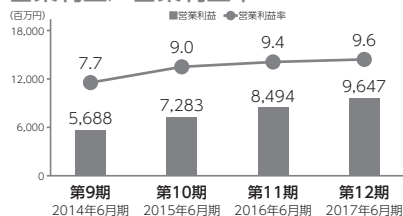
(注) 1. 当社は第10期より、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準に準拠して連結計算書類を作成しています。ご参考として第9期の国際会計基準に準拠した数値もあわせて記載しております。

2. 当社は、2014年9月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。また、2014年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。このため、当該株式分割が第9期の期首に行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

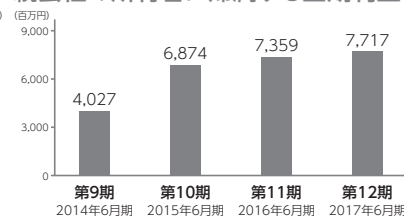
売上収益



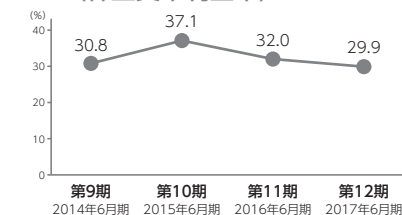
営業利益／営業利益率



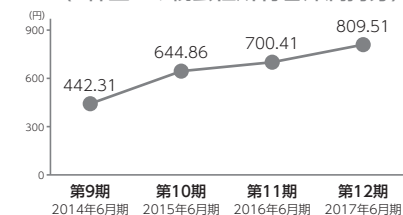
親会社の所有者に帰属する当期利益



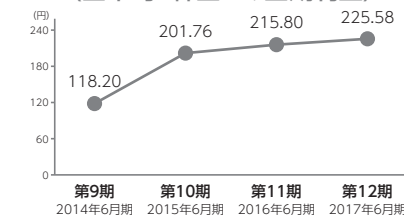
ROE (株主資本利益率)



BPS (1株当たり親会社所有者帰属持分)



EPS (基本的1株当たり当期利益)

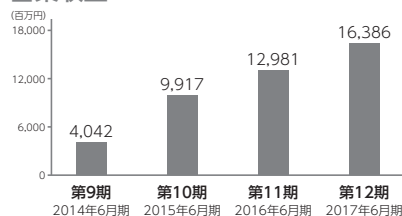


② 当社の財産及び損益の状況

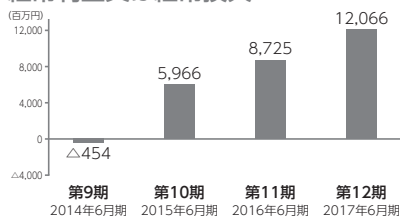
		第9期 (2014年6月期) (日本基準)	第10期 (2015年6月期) (日本基準)	第11期 (2016年6月期) (日本基準)	第12期 (2017年6月期) (日本基準)
営業収益	(百万円)	4,042	9,917	12,981	16,386
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	△454	5,966	8,725	12,066
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	△574	5,929	9,057	11,694
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△16.86	174.01	265.61	341.80
総資産	(百万円)	39,460	38,053	40,384	45,029
純資産	(百万円)	6,306	12,238	16,604	24,502
1株当たり純資産	(円)	185.08	359.18	484.85	715.09

(注) 当社は、2014年9月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。また、2014年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。このため、当該株式分割が第9期の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

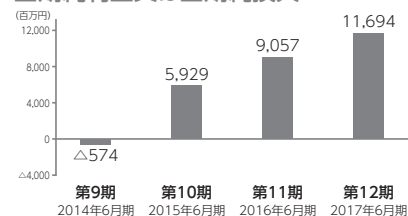
営業収益



経常利益又は経常損失



当期純利益又は当期純損失



(3) 重要な子会社の状況 (2017年6月30日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社テクノプロ	100百万円	100.0%	技術者派遣・請負事業
株式会社テクノプロ・コンストラクション	10百万円	※100.0%	技術者派遣・請負事業

(注) ※印は間接所有割合を含む比率であります。

② 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	当社における株式の帳簿価額	当社の総資産額の状況
株式会社テクノプロ	東京都港区六本木六丁目10番1号	34,504百万円	45,029百万円

(4) 対処すべき課題

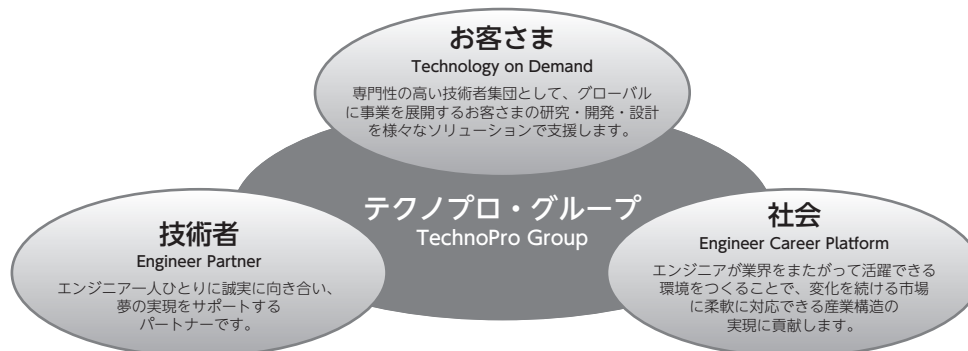
① 経営の基本方針

当社グループは、下記に掲げる「テクノプロ・グループ・ビジョン」の実現を通じて、持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させることを経営の基本方針としております。

「テクノプロ・グループ・ビジョン」

我々テクノプロ・グループは、

1. エンジニア一人ひとりに誠実に向き合い、夢の実現をサポートするパートナーです。
2. 専門性の高い技術者集団として、グローバルに事業を展開するお客様の研究・開発・設計を様々なソリューションで支援します。
3. エンジニアが業界をまたがって活躍できる環境をつくることで、変化を続ける市場に柔軟に対応できる産業構造の実現に貢献します。



② 新中期経営計画

当社グループでは、中期経営計画「Growth 1000」（2016年6月期から2018年6月期までの3か年計画）の目標の大半を2017年6月期に達成いたしましたため、一年前倒しで新中期経営計画（2018年6月期から2022年6月期までの5か年計画）を策定いたしました。その概要は以下のとおりであります。

基本方針

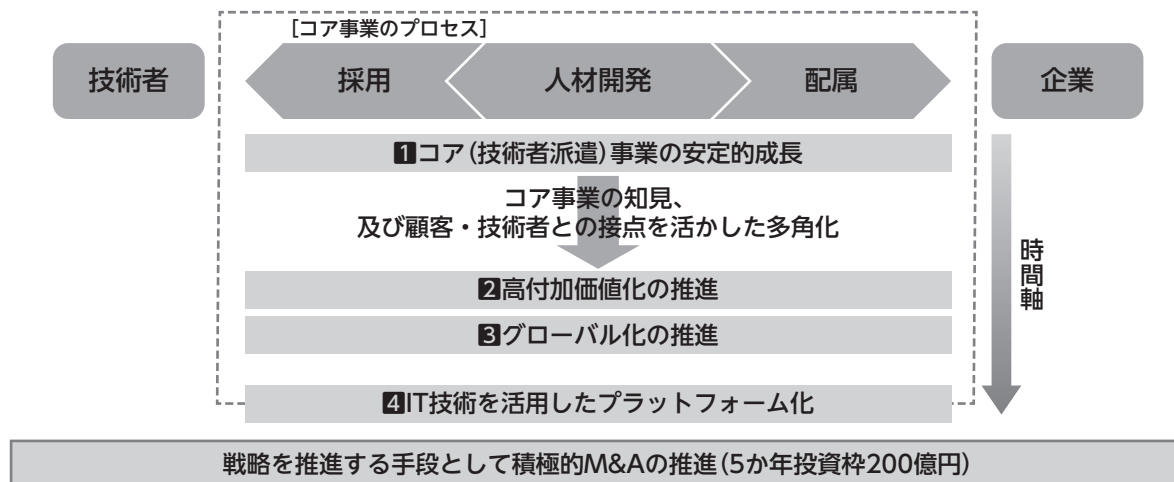
「技術を核としたグローバル人材サービス企業」をグループ・ドメインとして設定し、10年後を見据えた長期的な企業価値向上を図るための基盤となる5年間といたします。

目標数値

	2017年6月期 (実績)	2018年6月期 (予想)	2020年6月期 (目標)	2022年6月期 (目標)	5か年平均 伸び率
売上収益	1,000億円	1,090億円	1,350億円	1,600億円	10%
営業利益	96億円	106億円	135億円	170億円	12%
親会社の所有者に 帰属する当期利益	77億円	76億円	90億円	110億円	7%

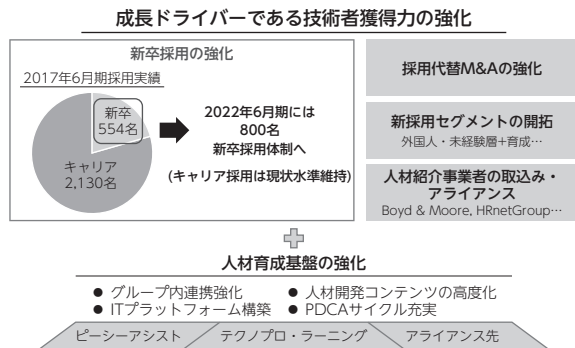
成長戦略

コア事業である技術者派遣事業の安定的成長を図りつつ、同事業の知見や顧客・技術者との接点を活かした多角化の方向性として、『高付加価値化』『グローバル化』『IT技術を活用したプラットフォーム化』を推進いたします。その手段として、投資枠200億円を設定し、積極的にM&Aに取り組めます。



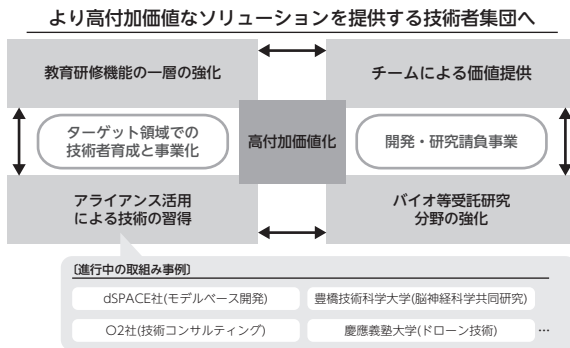
1 コア(技術者派遣)事業の安定的成長

技術者獲得力と育成力を強化し、技術者の量と質両面での成長を促進



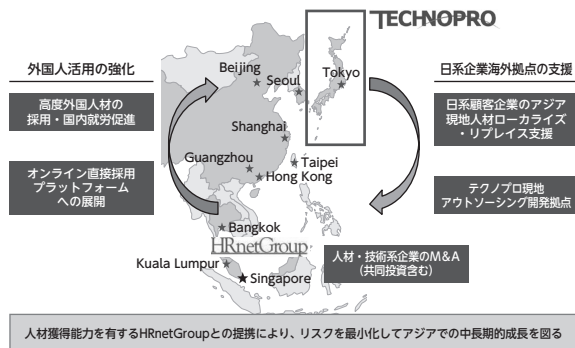
2 高付加価値化の推進

アライアンス等を活用したターゲット領域での技術者育成・事業化を図るとともに、開発・研究請負事業を拡大



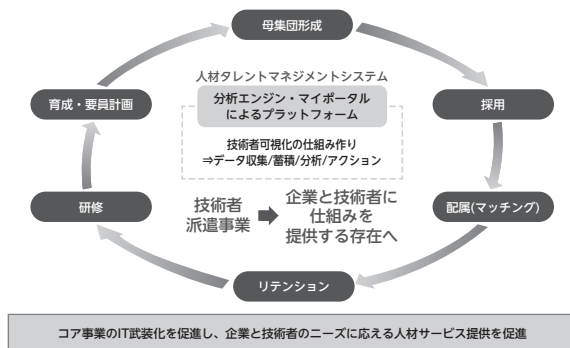
3 グローバル化の推進

HRnetGroupをコアパートナーとして、日系企業海外拠点の支援と外国人技術者の活用を図る



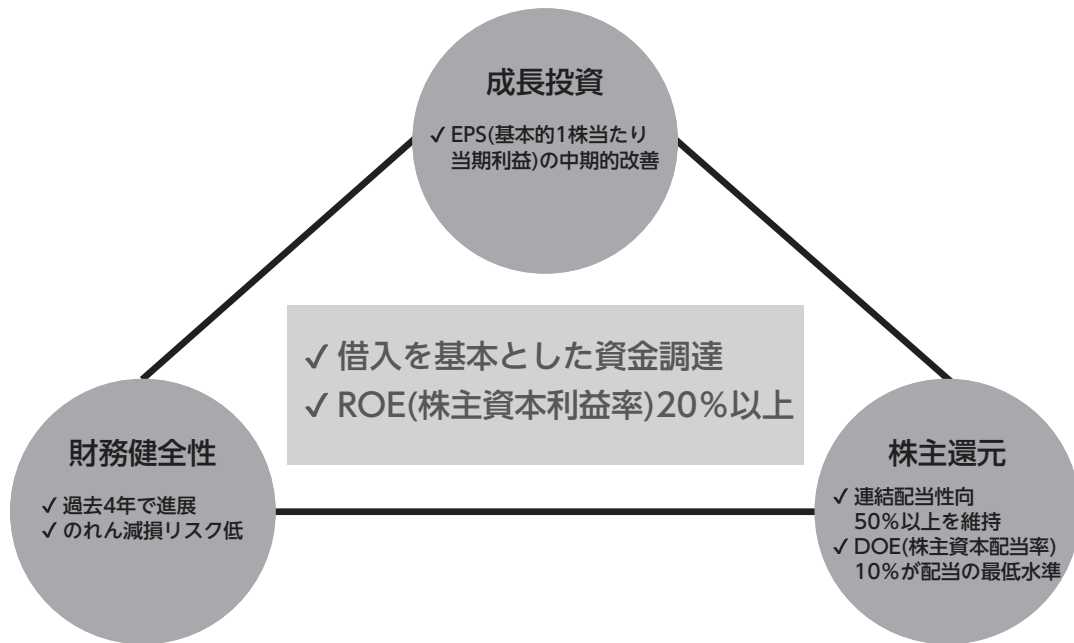
4 IT技術を活用したプラットフォーム化

コア事業のIT武装化を活かし、人材ソリューションと仕組みを提供



資本政策

借入を基本とした資金調達を主体とし、法人税正常化後もROE(株主資本利益率)20%以上を維持する。



(5) 主要な事業内容 (2017年6月30日現在)

分野	事業内容
R & Dアウトソーシング	自動車・自動車部品、産業機械・装置、情報通信機器、電機・電子機器、IT、半導体、エネルギー、医薬品、化学等の業界における大手企業を顧客として、機械、電機・電子、組込制御、ITネットワーク、ビジネスアプリケーション、システム保守運用、生化学等の技術領域において、技術者派遣・請負業務を提供しております。グループ会社の中では、株式会社テクノプロが担当しております。
施工管理アウトソーシング	建設業界、主に大手ゼネコン・サブコンを顧客として、建築・土木・設備電機・プラント領域における施工管理業務(安全管理、品質管理、工程管理、原価管理)の技術者派遣を展開しております。グループ会社の中では、株式会社テクノプロ・コンストラクションが担当しております。
その他	人材紹介事業、海外事業、技術者向け教育研修事業、障がい者雇用事業を行っております。

(6) 主要な事業所等 (2017年6月30日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区

② 主要な子会社

名称	所在地
株式会社テクノプロ	本社：東京都港区
株式会社テクノプロ・コンストラクション	本社：東京都港区

(7) 従業員の状況 (2017年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
技術者派遣・請負事業	14,287名 (1,783名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、執行役員を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 当社グループは単一セグメントのため、グループ全体での従業員数を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
143名 (9名)	42.2歳	10.6年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、執行役員を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 平均勤続年数は当社グループにおける勤続年数を通算しております。
4. 平均年齢及び平均勤続年数は、臨時従業員を含めずに算出し、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2017年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,535百万円
株式会社東京スター銀行	3,690百万円
株式会社新生銀行	2,970百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,275百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,800百万円

(注) 上記の借入額には、子会社の借入額を含めております。

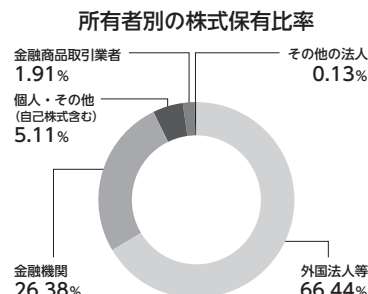
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2017年6月30日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 136,296,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 34,214,000株 |
| ③ 株主数 | 4,840名 |
| ④ 大株主(上位10名) | |



株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,821千株	8.24%
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	2,708千株	7.91%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,252千株	6.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,946千株	5.68%
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,815千株	5.30%
THE BANK OF NEW YORK 133522	1,043千株	3.05%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	624千株	1.82%
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	618千株	1.80%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15PCT TREATY ACCOUNT	588千株	1.71%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	539千株	1.57%

- (注) 1. 千株未満の株数は切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式(215株)を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

2017年7月3日付で完全子会社化したBoyd&Moore Executive Search株式会社の取締役2名(以下「対象取締役」といいます。)のリテンションを図るとともに、同社の当社グループにおけるシナジー創出を促進し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを対象取締役に与えることを目的として、対象取締役に對し、譲渡制限付株式報酬制度として、2017年7月18日を払込期日(現物出資財産出資期日)とする第三者割当てにより普通株式12,400株を発行しております。

これにより、2017年7月18日現在の発行済株式の総数は、34,226,400株となっております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		2015年9月29日	
新株予約権の数		300個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり277,300円 (1株当たり2,773円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	
新株予約権の権利行使期間		2018年10月1日から2023年9月30日まで	
新株予約権の行使の条件		(注) 2	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	132個
		目的となる株式数	13,200株
		保有者数	5人

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には第1回新株予約権を付与しておりません。
2. 第1回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ①当社が策定した中期経営計画の目標である2016年6月期から2018年6月期までの3期累計の連結営業利益額272億円に対して、新株予約権の行使可能割合を以下のとおり定める。
- (i) 達成率100%未満 各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)の行使可能割合 0%
- (ii) 達成率100%以上105%未満 割当新株予約権の行使可能割合 75%
- (iii) 達成率105%以上 割当新株予約権の行使可能割合 100%
- なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、権利行使可能分以外の割当新株予約権は失効することとする。
- ②連結営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書を参照するものとする。ただし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
- ③新株予約権者は、2018年6月30日以前において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。
- ④新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- ⑤その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2016年5月30日付取締役会決議に基づき、2016年7月1日付で第2回新株予約権及び第3回新株予約権の全部を取得し、取得後直ちに当該新株予約権の全部を消却いたしました。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況

2017年6月30日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係等
にしお やすし 西尾 保示	代表取締役社長 CEO(最高経営責任者)	(株)テクノプロ代表取締役社長	いずれも当社の連結子会社であります。
		(株)テクノプロ・コンストラクション取締役	
		(株)テクノプロ・キャリア取締役	
さとう ひろし 佐藤 博	取締役(管理担当) CFO(最高財務責任者)	(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員	当社の連結子会社であります。
しまおか かく 嶋岡 学	取締役(事業担当)	(株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・デザイン社社長)兼専務執行役員	いずれも当社の連結子会社であります。
		(株)テクノプロ・キャリア取締役	
あさい こういちろう 浅井 功一郎	取締役(事業担当)	(株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)兼専務執行役員	いずれも当社の連結子会社であります。
		(株)テクノプロ・キャリア取締役	
		(株)オンザマーク取締役	
やぎ たけし 八木 毅之	取締役(人事総務担当)	(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員	いずれも当社の連結子会社であります。
		(株)テクノプロ・コンストラクション取締役	
		(株)テクノプロ・キャリア取締役	
わたべ つねひろ 渡部 恒弘	取締役(社外)	クレディ・スイス証券(株)最高顧問	クレディ・スイス証券(株)と当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。
		(財)国際経済交流財団理事	
やまだ かずひこ 山田 和彦	取締役(社外)	中村・角田・松本法律事務所パートナー (弁護士)	中村・角田・松本法律事務所と当社及び当社子会社には取引関係その他、特筆すべき事項はありません。
さかもと はるみ 坂本 春生	取締役(社外)	三菱自動車工業(株)社外取締役	三菱自動車工業(株)と当社子会社との間には取引関係がありますが、その取引額は当社連結売上収益の1%未満であります。その他、同社と当社及び当社子会社には資本関係等、特筆すべき事項はありません。

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係等
ながお 長尾 達久	常勤監査役(社外)	(株)テクノプロ監査役 (株)テクノプロ・コンストラクション監査役 (株)テクノプロ・キャリア監査役	いずれも当社の連結子会社であります。
そのはら 園原 章人	常勤監査役	(株)テクノプロ監査役 (株)テクノプロ・コンストラクション監査役 (株)テクノプロ・キャリア監査役 (株)オンザマーク監査役	いずれも当社の連結子会社であります。
たかお 高尾 光俊	監査役(社外)	-	-
おちあい 落合 稔	監査役(社外)	明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科教授	明治大学と当社及び当社子会社には取引関係その他、特筆すべき事項はありません。

- (注) 1. 取締役 渡部恒弘氏、山田和彦氏及び坂本春生氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 長尾達久氏、高尾光俊氏及び落合稔氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 高尾光俊氏は、大手上場企業において長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験及び企業経営者としての豊富な経験があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 落合稔氏は、会計事務所での勤務経験及び大手上場企業において最高財務責任者(CFO)を務めていた経験があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と取締役 渡部恒弘氏、山田和彦氏、坂本春生氏、監査役 長尾達久氏、園原章人氏、高尾光俊氏及び落合稔氏とは、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。
6. 当社は、取締役 渡部恒弘氏、山田和彦氏、坂本春生氏、監査役 長尾達久氏、高尾光俊氏及び落合稔氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中の取締役及び監査役の退任

該当事項はありません。

ご参考：

当社では取締役会が決定する基本方針に従って執行役員が業務執行にあたる執行役員制度を導入しております。取締役のうち4名は執行役員を兼務しております。

2017年6月30日現在の執行役員の氏名及び地位・担当業務は次のとおりであります。

氏名	地位・担当業務
さとう ひろし 佐藤 博	取締役(管理担当)兼CFO兼常務執行役員 (株)テクノプロ取締役兼専務執行役員
しまおか かく 嶋岡 学	取締役(事業担当)兼常務執行役員 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・デザイン社長) (株)テクノプロ・キャリア取締役
あさい こういちろう 浅井 功一郎	取締役(事業担当)兼常務執行役員 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・エンジニアリング社長兼テクノプロ・IT社長) (株)テクノプロ・キャリア取締役 (株)オンザマーク取締役
やぎ たけし 八木 毅之	取締役(人事総務担当)兼常務執行役員 (株)テクノプロ取締役兼専務執行役員 (株)テクノプロ・コンストラクション取締役 (株)テクノプロ・キャリア取締役
おくむら たつり 奥村 辰典	執行役員(経営企画管掌)兼経営企画部長 ピーシーアシスト(株)取締役
なかもと かずあき 中元 一彰	執行役員(事業管理管掌)兼事業管理部長
あだち としゆき 安達 俊行	執行役員(情報システム管掌)兼ITインフラ部長
せきお たつや 関和 達也	執行役員 (株)テクノプロ・コンストラクション代表取締役社長
はやふね まさみ 早船 征実	執行役員 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・R&D社長)
みずの たかし 水野 俊	執行役員 善誠科技発展(上海)(有)董事長兼総経理、善誠科技発展(大連)(有)董事長兼総経理
きたがわ ふとし 北川 太	執行役員 (株)テクノプロ・キャリア代表取締役社長
おおた ひさみつ 大田 久光	執行役員 (株)テクノプロ・スマイル代表取締役社長

③ 当事業年度中の取締役及び監査役の報酬等

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	233百万円 (20百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	45百万円 (30百万円)
合計 (うち社外役員)	12名 (6名)	278百万円 (50百万円)

(注) 1. 上表の金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2014年6月30日付臨時株主総会において、取締役の報酬等の上限額は年額400百万円、監査役の報酬等の上限額は年額100百万円と決議いただいております。ただし、報酬等の上限額には、役員賞与は含まれますが、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。

3. 2015年9月29日付定時株主総会において、取締役(社外取締役を除きます。)に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の上限額は年額100百万円と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

(i) 社外役員の重要な兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、「①取締役及び監査役の状況」に記載したとおりであります。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

2017年6月30日現在

氏名	地位	出席回数	在任期間	主な活動状況
わたべ 渡部 恒弘	取締役(社外)	[取締役会] 15/15回(100%) [独立役員会議] 2/2回(100%) [指名報酬諮問委員会] 4/4回(100%)	5年2か月	銀行、外資系金融機関での役員としての豊富な経験や広範な人脈・知識に基づく客観的な視点から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、有益な発言、助言を積極的に行っております。
やまだ 山田 和彦	取締役(社外)	[取締役会] 15/15回(100%) [独立役員会議] 2/2回(100%) [指名報酬諮問委員会] 4/4回(100%)	1年9か月	弁護士として、特に企業買収、企業再編、企業統治、株式実務等、会社法、金融商品取引法を中心とする分野における豊富な経験と知見に基づく客観的な視点から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、有益な発言、助言を積極的に行っております。

氏名	地位	出席回数	在任期間	主な活動状況
さかもと はるみ 坂本 春生	取締役(社外)	[取締役会] 11/12回(91%) [独立役員会議] 2/2回(100%)	9か月	通商産業政策に携わる行政官として、また経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づく客観的な視点から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、有益な発言、助言を積極的に行っております。
ながお たつひさ 長尾 達久	監査役(社外)	[取締役会] 15/15回(100%) [監査役会] 18/18回(100%) [独立役員会議] 2/2回(100%) [指名報酬諮問委員会] 4/4回(100%)	2年9か月	金融に関する幅広い知識や大手企業グループにおける常勤監査役としての豊富な経験に基づく客観的な見地から、取締役会での議案、審議につき必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。 監査役会における質問や意見表明、当社グループの重要な会議体への出席や拠点への往査、資料の閲覧、取締役の職務執行状況の日常的な監督等を通じて、常勤監査役として適切な監査役監査を実行しております。
たかお みつとし 高尾 光俊	監査役(社外)	[取締役会] 15/15回(100%) [監査役会] 18/18回(100%) [独立役員会議] 2/2回(100%) [指名報酬諮問委員会] 4/4回(100%)	3年2か月	財務及び会計をはじめとする管理業務全般に対する知見並びに大手企業における企業経営者としての豊富な経験に基づく客観的な見地から、取締役会での議案、審議につき必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。監査役会における質問や意見表明、当社グループの重要な会議体への出席等を通じて、適切な監査役監査を実行しております。
おちあい みのる 落合 稔	監査役(社外)	[取締役会] 15/15回(100%) [監査役会] 18/18回(100%) [独立役員会議] 2/2回(100%)	1年9か月	会計の専門家や上場企業における最高財務責任者としての豊富な知見や経験に基づく客観的な見地から、取締役会での議案、審議につき必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。監査役会における質問や意見表明、当社グループの重要な会議体への出席等を通じて、適切な監査役監査を実行しております。

- (注) 1. 取締役 渡部恒弘氏は、独立社外取締役の互選により筆頭独立社外取締役に選任され、独立役員会議の議長を務めております。
2. 取締役 渡部恒弘氏、山田和彦氏、監査役 長尾達久氏、高尾光俊氏は、指名報酬諮問委員会の委員であります。
3. 取締役 坂本春生氏は、当社取締役に就任した2016年9月29日以降に開催された取締役会及び独立役員会議に関する出席回数を記載しております。

(iii) 社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を受けるほか、過年度における会計監査人の職務遂行状況や当該事業年度の監査計画の適切性並びに効率性等を確認のうえ報酬見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人がその職務を適正に遂行することが困難であると判断した場合等には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分に係る事項

金融庁が2015年12月22日付で発表した処分の概要

イ. 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月(2016年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)

ハ. 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、社員が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 当該監査法人の運営が著しく不当と認められた。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき、「業務の適正を確保するための体制」として、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。その内容は、以下のとおりであります。

なお、「内部統制システムに関する基本方針」は、当社ウェブサイト (<http://www.technoproholdings.com>) に掲載しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人の業務遂行に係る法令・定款の遵守及び企業倫理維持(以下「コンプライアンス」という)の確立を図るため、テクノプロ・グループ企業行動規範を制定して取締役及び使用人に遵守を求めるとともに、コンプライアンス規程を制定・運用することで、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解消を図る。
- 2) コンプライアンス最高責任者である当社代表取締役社長を委員長とし、当社グループの取締役及び執行役員等で構成されるCSR委員会を設置し、コンプライアンス体制の企画・運営等に関する重要事項を審議する。
- 3) 当社代表取締役社長直轄の内部監査部を設置し、業務の有効性、財務報告等の信頼性、コンプライアンスの観点から、内部統制の整備・運用状況を検証するとともに、その改善に向けて助言・提言を行う。
- 4) 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、取締役及び使用人の職務執行におけるコンプライアンスの状況を監査する。
- 5) 独立性のある社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査体制の充実を図る。
- 6) コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、取締役及び使用人に対してコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施する。
- 7) 内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反行為の未然防止並びに早期発見及び迅速かつ効果的な対応を図るとともに、コンプライアンスに関する使用人の声を経営に反映させる。
- 8) コンプライアンス違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程、内部通報制度運用規程等に従って、外部専門家と協力する等、適正な対応に努める。また、コンプライアンス違反等の行為者及びこれを知りつつ隠匿した者に対する処分規定を整備・運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づく文書を適切に作成、保存する。

- 2)取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンスに関する情報等、取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程及び文書保存規則に従って、文書または電磁的媒体に記録、保存または廃棄される。
- 3)これらの文書は電子化し、そのデータベース化を図り、当該各文書等の存否及び保存状況を素早く検索・閲覧できる体制を構築し、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)取締役会は業務分掌規程、職務権限規程、決裁に関する基準、その他の社内規程を制定し、職務執行に関する権限及び責任を明文化する。取締役及び使用人は、付与された権限及び責任の範囲内で職務を執行し、当該職務に伴う損失の危険(以下「リスク」という)を管理する。
- 2)企業危機対策規程及びリスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事の際の情報伝達と緊急体制を整備するとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- 3)取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- 4)取締役会は、毎年、職務執行に関するリスクの特定、並びに対応するリスク管理体制についての見直しを実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役会は、取締役の職務執行が効率的にかつ適正に行われているかを監督する。また、取締役及び使用人は、取締役会の定める業務分掌規程、職務権限規程、決裁に関する基準等に基づき、重要性に応じた意思決定ルールに従うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を執行する。
- 2)執行役員制度を導入し、日常的な業務執行の権限を執行役員に与えることで、取締役の役割を戦略的意思決定・監督機能に注力させ、業務執行の効率性と業務執行の監督機能の強化を図る。
- 3)事業計画を策定し、取締役及び使用人はそれに沿った戦略及び経営施策を推進する。また、事業計画の進捗状況は取締役会にて定期的に検証することで、効率的職務執行を担保する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1)当社は、子会社の自律的運営を尊重する一方で、当社の取締役または執行役員に子会社取締役を兼任させるのを基本とすることにより、子会社に対して適切な管理を行う。また、グループ会社管理規程に基づき、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、子会社を管理する。
- 2)取締役会は、多種多様な定量・定性リスクに関し当社グループを一元的に管理する統合リスク管理体制を構築する。また当社内部監査部による内部監査、当社CSR推進部及び外部専門家を受付窓口とする内部通報制度については、当社グループ全体を対象に横断的に運用する。
- 3)子会社においては、事業内容、規模及び当社グループ内における位置付け等を勘案の上、適切な管理部門

- を設置して当社の管理部門と連携し、また当社と同水準の社内規程等を制定・運用することを基本とする。
- 4) 当社グループは、上記1)乃至3)記載の体制により、子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告、子会社のリスク管理、子会社の取締役の職務執行の効率性確保、並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款への適合性確保を実現する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 当社は、監査役の職務を専属的に補助する部署として監査役室を設け、専任の監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置する。
- 2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。また、その人事異動、人事考課、賞罰等の人事関連事項については、監査役会の同意を要する。
- 3) 取締役及び使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。これには、監査役に同行した取締役会その他の重要会議への出席、代表取締役社長や会計監査人との意見交換をする場への参加を含む。また、監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。

7. 監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議または委員会に出席することができる。
- 2) 監査役には主要な決裁書類その他の重要書類が回付され、また要請があれば直ちに関係書類・資料等が提供される。
- 3) 監査役は、内部監査部よりその監査計画や監査結果の定期報告を受け、内部監査部との連携を確保する。また、監査役は、CSR推進部より同部及び外部専門家を受付窓口とする内部通報制度の運用状況の定期報告を受ける。
- 4) 取締役及び使用人は、事業の状況、コンプライアンスの状況、その他あらかじめ監査役との間で取り決めた監査役に対して報告すべき事項等を、監査役に定期的に報告する。取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。
- 5) 子会社の取締役及び使用人は、法令及び社内規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、子会社の管理担当部署である当社経

営企画部に報告する。監査役は、国内グループ会社監査役連絡会等における子会社の監査役との情報交換を通じて、あるいは経営企画部が当社の監査役または監査役会に当該内容を速やかに報告することにより、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況を監督する。

- 6) 当社及び子会社の取締役及び使用人が、監査役への報告または内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱いを受けることはなく、また懲戒その他の不利益処分の対象としないことを、社内規程に明示的に定め、教育・研修の機会を通じて周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針、及びその他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、監査役監査基準を理解するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。
- 2) 監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に情報・意見を交換する機会を設ける。
- 3) 監査役が必要と認めるときは、代表取締役社長等と協議の上、特定の事項について、内部監査部に監査の協力を求めることができる。内部監査部は、監査役及び監査役会と緊密な連携を保ち、監査役による効率的な監査に協力する。また、監査役は、総務部、経理部その他の各部に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
- 4) 監査役は、必要に応じて、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。
- 5) 年度予算において、監査役職務の執行に必要と見込まれる費用の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記「内部統制システムに関する基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社は、CSR委員会を設置し、原則四半期に1回の頻度で開催しております。当該委員会は、当社及び子会社の取締役及び執行役員で構成され、常勤監査役も毎回出席し、当社グループ全体のコンプライアンス状況について審議しております。当事業年度においては、当該委員会を5回開催し、特に長時間労働の抑制に対する当社グループとしての対応状況の確認に注力するとともに、勤怠管理システムの改修など労働時間管理体制の更なる整備・改善について議論を重ねました。

また、グループ全役職員を対象とした内部通報制度では、社内窓口に加えて、経営陣から独立した外部弁護士による窓口も設置し、コンプライアンス違反の未然防止に努めております。

さらに、インターネットを活用した「コンプライアンステスト」の週単位での実施や、当社グループの基本ルール(企業理念、行動規範、社内規程等)の徹底、リスクマネジメントシステムに基づくレポートングルールの運用のほか、情報セキュリティ上の行動原則等について要約記載した「コンプライアンス・ポケットブック」の常時携行を義務付けるなど、法令・定款等の遵守に対するグループ全役職員の意識啓発に取り組んでおります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

当社では、電子ワークフローシステムの導入により稟議制度の運用を電子化しております。これにより、稟議決裁情報をデータベース化して適切に保管し、必要に応じて随時閲覧可能な環境を構築しております。

また、取締役会その他の重要な会議、委員会等にはそれぞれ事務局を設置し、審議内容の正確な記録と適切な保存及び管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

当社グループでは、当社取締役会がグループ全社を対象として制定した企業危機対策規程及びリスク管理規程に則り、リスクマネジメントシステムを構築しております。同システムに基づくリスク事案発生時のレポートラインにより、グループ全体のリスク情報の網羅的な把握と機動的な対応を可能とし、大規模災害発生時等の対応体制もあらかじめ整備しております。

また、当社代表取締役は、リスク管理規程に基づき、毎年度ごとに、リスク管理に関する重点的な取組み事項、モニタリング項目や、関連規程及びマニュアル類の整備、教育研修体制等を定めた統合リスク管理計画を策定しております。当該計画は、CSR委員会の統括のもとグループ内の各組織が実行し、当社及び子会社の取締役会は、その進捗について定期的に確認しております。当事業年度においては、当社グループが策定するBCP(事業継続計画)の実効性向上に向けた取組みとしてBCP発動訓練を実施し、非常時における役職員の安全確保体制や事業遂行環境の更なる整備・改善を進めました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社は、執行役員制度を導入しており、日常的な業務執行の権限を執行役員に与えております。取締役は、戦略的意思決定と業務執行のモニタリングに注力することにより、効率的に職務を執行しております。

また、当社は、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役会では、事業計画の進捗をはじめとする業務執行状況に関する報告事項や、戦略的な意思決定である決議事項の審議において、社外取締役及び社外監査役を交えた活発な意見交換がなされており、意思決定及びモニ

タリングの実効性が確保されているものと考えております。

そのほか、当社及び子会社の取締役、執行役員等を構成員とするグループ経営会議を設置しており、原則として毎週1回開催し、業務執行における重要事項について議論することにより、当社代表取締役社長の意思決定を支援しております。当事業年度においては、取締役会を15回、グループ経営会議を48回、それぞれ開催いたしました。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、子会社取締役を兼任する取締役を通じて、子会社の業務執行状況をモニタリングしております。子会社においても、当社と同様に、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。

また、当社取締役会は、グループ会社管理規程を制定し、子会社の業務執行において当社の承認を要する事項及び当社に報告を要する事項を定めております。稟議制度を電子化した電子ワークフローシステムを当社及び多くの子会社間で共同活用するなど、迅速性かつ効率性を確保した子会社管理体制を構築しております。

そのほか、CSR委員会やグループ経営会議など子会社の役職員も構成員とするグループ横断的な委員会及び会議体の設置や、経営上の重要な業務に関する社内規程のグループ全社での共通化、当社管理部門からの子会社管理部門に対するシェアードサービス提供などにより、グループ全体の一元的な管理を可能とする体制としております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の運用状況

当社は、監査役の職務を専属的に補助する部署として監査役室を設置しております。取締役会が制定した職務権限規程その他社内規程において、監査役室員の他部署との兼務禁止や、取締役及びその他の業務執行組織からの指揮命令権の独立を明確にし、人事異動、人事考課等についても監査役の同意を要することを定め、これを厳格に運用しております。

また、当社は、監査役室員が監査役に同行して取締役会その他の重要会議等へ出席することを認めております。当事業年度、監査役室員は、15回開催した取締役会全てに監査役に同行して出席しており、その他監査役が出席する会議等の多くにも、監査役の指示に基づき同行、出席しております。

7. 監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会はもとよりCSR委員会やグループ経営会議などの重要な委員会及び会議体において、監査役は重要な構成員であるものと位置付けております。これらに限らず、監査役と当社及び子会社の取締役及び執行役員との間での意見交換の場を頻繁に設けているほか、拠点往査時の監査役と当社グループ従業員との情報交換の場もあり、監査役がグループ全社の役職員から直接報告を得られる機会を多く設けております。

そのほか、稟議制度を電子化した電子ワークフローシステムにおいて、監査役の要請に応じて、あらかじめまたは随時に重要な事案を監査役に回覧する体制を整えております。

また、グループ全役職員を対象とした内部通報制度では、全ての通報内容を監査役に随時共有する仕組みとしており、賞罰規程その他社内規程において、監査役への報告や内部通報のみを理由とした懲戒処分の禁止や、法令・定款等の違反行為に関与している役職員からの報告や通報である場合は当該役職員の処分決定において事情を考慮することなどを定め、厳格に運用しております。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針、及びその他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社は、監査役職務の執行に必要なと見込まれる費用を織り込んで、年度予算を策定しております。当該費用には、監査役が独自に活用する弁護士や公認会計士など外部専門家に対して支払う費用も含んでおります。このほか、緊急または臨時に監査役が拠出した費用についても遅滞なく償還しており、前払の要請にも随時対応する手続きを用意しております。

また、内部監査部は、定期的な会合を設けるなど監査役との緊密な連携を保っており、総務部、経理部等の各部門も、監査役及び監査役室員からの要請に応じて、即座に必要な資料を提供するなど、監査役監査へ積極的に協力しております。

③ 反社会的勢力排除に向けた体制整備と運用状況の概要

当社グループでは、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定し、統括責任部署をCSR推進部として、反社会的勢力との関係を排除する体制を整備・運用しております。

取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項(反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の条項)の記載または覚書・合意書の締結を義務付ける運用を行っております。また、役職員については、自らが反社会的勢力に該当せずかつ関与しない旨の誓約書の提出を義務付けております。

ご参考：

<コーポレートガバナンス体制>

当社グループでは、持続的な成長と企業価値向上のため最良のコーポレートガバナンスを実現するべく、「テクノロジー・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、以下の体制を構築・維持しております。

- ・取締役会による経営の意思決定機能及び業務執行に対する監督監視機能と、監査役会による監査機能を有する監査役会設置会社を採用する。
- ・執行役員制度を導入し、日常的な業務執行の権限・責任を執行役員に与えることで機動的かつ効率的な業務運営を行う。
- ・役員の指名・報酬等に関し社外取締役及び社外監査役の適切な関与・助言を得るべく、諮問機関としての指名報酬諮問委員会を設置・活用することにより、統治機能の更なる充実を図る。

(指名報酬諮問委員会)

委員長	代表取締役社長	西尾 保示
委員	社外取締役	渡部 恒弘
委員	社外取締役	山田 和彦
委員	社外監査役	長尾 達久
委員	社外監査役	高尾 光俊
委員	取締役(人事総務担当)	八木 毅之

(指名報酬諮問委員会の開催状況)

当事業年度中に4回開催、当社及び当社グループ会社の役員人事、役員報酬に係る審議を実施

- ・財務報告の信頼性確保をはじめとする目的のために、内部統制の体制の充実を図る。
- ・独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えるとともに、中長期の収益性の向上に資するガバナンスの強化を図るための取組みとして、独立社外取締役及び独立社外監査役同士の情報交換、認識共有、意見交換等を行う会議体である独立役員会議を設置。

(独立役員会議)

筆頭独立社外取締役	渡部 恒弘
独立社外取締役	山田 和彦
独立社外取締役	坂本 春生
独立社外監査役	長尾 達久
独立社外監査役	高尾 光俊
独立社外監査役	落合 稔

(独立役員会議の開催状況)

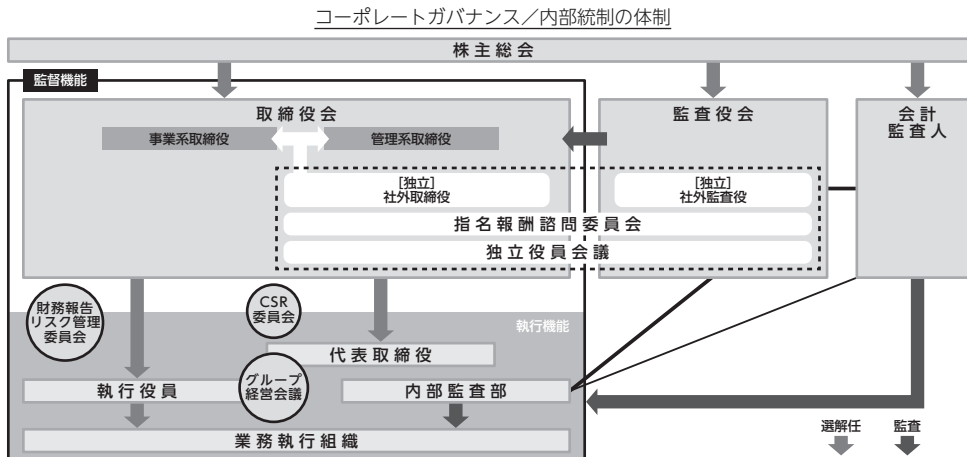
当事業年度中に2回開催、当社グループの内部統制システムや中期経営計画に係る情報共有、意見交換等を実施

また、当社では、「テクノプロ・グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、年1回、取締役会の実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を適切に開示することとしております。分析・評価の方法等は以下のとおりであります。

- | | |
|-----------|---|
| (評価方法) | 自己評価アンケート方式 |
| (実施対象) | 全ての取締役・監査役 |
| (アンケート項目) | ① 取締役会の規模・構成
② 取締役会の運営
③ 社外役員への情報提供・支援
④ 取締役会の役割・責務
⑤ 株主・投資家・その他ステークホルダーとの関係
⑥ (取締役・監査役)個人としての貢献
⑦ 指名報酬諮問委員会の運営 |
| (分析方法) | 自己評価アンケートの集計結果を踏まえて取締役会にて討議を実施、取締役会の実効性の確認と課題の抽出を行う |

当事業年度における分析・評価の結果の概要については、2017年9月に株式会社東京証券取引所に提出する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載して開示する予定であります。

「テクノプロ・グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイト(<http://www.technoproholdings.com>)に掲載しております。



(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分に関しましては、企業価値・株主価値向上を図るべく、内部留保を通じて成長のための資金需要と財務健全性確保に対応する一方で、連結配当性向を具体的な指標として、業績の一部について配当を通じて株主の皆様へ直接還元することを基本方針としております。配当水準については、中長期的に連結配当性向50%を目処とし、中間配当及び期末配当を年2回安定的に行うことを基本としております。また、急激な経済環境悪化に直面した場合等を勘案し、配当の最低水準を連結株主資本配当率10%と設定しております。

当事業年度の期末配当は1株当たり62円79銭とさせていただきます。これにより、当事業年度の年間配当は、実施済みの中間配当(1株当たり50円00銭)と合わせて1株当たり112円79銭となり、当連結会計年度の親会社の所有者に帰属する当期利益77億17百万円に対する連結配当性向は50.0%となります。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2017年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	31,091
現金及び現金同等物	13,398
売掛金及びその他の債権	13,997
未収法人所得税	2,146
その他の短期金融資産	379
その他の流動資産	1,169
非流動資産	39,027
有形固定資産	888
のれん	29,541
無形資産	1,303
持分法で会計処理されている投資	97
その他の長期金融資産	3,574
繰延税金資産	3,615
その他の非流動資産	8
資産合計	70,119

科目	金額
負債	
流動負債	24,615
買掛金及びその他の債務	9,459
借入金	3,744
未払法人所得税	895
未払配当金	2
その他の短期金融負債	1,196
従業員給付に係る負債	4,000
引当金	6
その他の流動負債	5,310
非流動負債	17,807
借入金	12,549
その他の長期金融負債	114
繰延税金負債	168
退職後給付に係る負債	4,652
引当金	294
その他の非流動負債	28
負債合計	42,423
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	27,696
資本金	510
資本剰余金	5,975
利益剰余金	21,075
自己株式	△0
その他の資本の構成要素	136
資本合計	27,696
負債及び資本合計	70,119

連結損益計算書 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	100,095
売上原価	76,660
売上総利益	23,435
販売費及び一般管理費	13,872
その他の収益	106
その他の費用	21
営業利益	9,647
金融収益	3
金融費用	89
持分法による投資利益 (△は損失)	△1
税引前当期利益	9,559
法人所得税費用	1,834
当期利益	7,725
当期利益の帰属	
親会社の所有者	7,717
非支配持分	7
合計	7,725

連結持分変動計算書(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その 他 の 素 質 構 成	の 本 要 素	親 所 持 分	会 社 者 の 有 属 分	の に 在 る 計	非支配持分	資本合計
2016年7月1日残高	510	6,158	17,180	△0	115		23,963			184	24,148
当期利益			7,717				7,717			7	7,725
その他の包括利益			△7			21		13			13
当期包括利益合計	-	-	7,709	-	21		7,731			7	7,739
剰余金の配当			△3,815				△3,815				△3,815
株式報酬取引		20						20			20
自己株式の取得				△0				△0			△0
子会社に対する 所有持分の変動額		△203						△203	△192		△395
所有者との取引額合計	-	△183	△3,815	△0	-		△3,998		△192		△4,191
2017年6月30日残高	510	5,975	21,075	△0	136		27,696			-	27,696

計算書類

貸借対照表(2017年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,050
現金及び預金	1,175
営業未収入金	25
前払費用	203
繰延税金資産	211
その他	3,449
貸倒引当金	△14
固定資産	39,978
有形固定資産	353
建物	232
工具、器具及び備品	121
無形固定資産	552
ソフトウェア	503
ソフトウェア仮勘定	49
その他	0
投資その他の資産	39,072
投資有価証券	2,194
出資金	100
関係会社株式	36,261
敷金及び保証金	506
その他	8
資産合計	45,029

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,006
短期借入金	5,388
1年内返済予定の長期借入金	1,723
未払金	423
未払費用	190
未払法人税等	64
未払消費税等	52
預り金	10
前受収益	150
その他	2
固定負債	12,520
長期借入金	12,520
負債合計	20,526
純資産の部	
株主資本	24,467
資本金	510
資本剰余金	6,545
資本準備金	6,545
利益剰余金	17,412
その他利益剰余金	17,412
繰越利益剰余金	17,412
自己株式	△0
評価・換算差額等	△1
その他有価証券評価差額金	△1
新株予約権	36
純資産合計	24,502
負債純資産合計	45,029

損益計算書(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		16,386
営業費用		4,195
営業利益		12,190
営業外収益		
受取利息	2	
その他	4	6
営業外費用		
支払利息	105	
支払手数料	9	
貸倒引当金繰入額	14	
その他	0	130
経常利益		12,066
税引前当期純利益		12,066
法人税、住民税及び事業税	147	
法人税等調整額	224	372
当期純利益		11,694

株主資本等変動計算書(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本 等					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式
		資 本 準 備 金	資 合 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 金 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	
当期首残高	510	6,545	6,545	9,533	9,533	△0
当期変動額						
剰余金の配当			-	△3,815	△3,815	
当期純利益			-	11,694	11,694	
自己株式の取得			-		-	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			-		-	
当期変動額合計	-	-	-	7,878	7,878	△0
当期末残高	510	6,545	6,545	17,412	17,412	△0

	株 主 資 本 計	評 価 ・ 換 算 差 額 等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	株 主 資 本 計	そ の 他 評 価 差 額 等		
当期首残高	16,588	-	16	16,604
当期変動額				
剰余金の配当	△3,815	-		△3,815
当期純利益	11,694	-		11,694
自己株式の取得	△0	-		△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	△1	20	18
当期変動額合計	7,878	△1	20	7,897
当期末残高	24,467	△1	36	24,502

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年8月16日

テクノプロ・ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 谷	靖 夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	善 方	正 義 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テクノプロ・ホールディングス株式会社の2016年7月1日から2017年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、テクノプロ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年8月16日

テクノプロ・ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 谷 靖 夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	善 方 正 義 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テクノプロ・ホールディングス株式会社の2016年7月1日から2017年6月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年7月1日から2017年6月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、当該体制の運用状況及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年8月22日

テクノプロ・ホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	長 尾 達 久	印
常 勤 監 査 役	園 原 章 人	印
監 査 役	高 尾 光 俊	印
監 査 役	落 合 稔	印

(注) 監査役 長尾達久、監査役 高尾光俊及び監査役 落合稔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

TOPICS

テクノプロ・グループは、技術系人材サービス業界のリーディングカンパニーとして、株主様・従業員・お客様・社会とともに堅実な歩みを進め、技術立国日本の更なる発展に貢献してまいります。

育て！未来の技術者

科学の裾野を広げ若者の才能を伸ばすことを目的として国立研究開発法人 科学技術振興機構 (JST) が進める「科学の甲子園(高校生対象)」と「科学の甲子園ジュニア(中学生対象)」に、テクノプロ・グループは未来の技術者育成の一助となればとの願いから応援企業として参画しています。



科学の甲子園



TOKYO働き方改革宣言企業に承認



テクノプロ・ホールディングス、テクノプロ、テクノプロ・コンストラクションは、東京都が進める都内企業の働き方・休み方の改革に向けた機運を高める取り組み「働き方改革推進事業」において、2016年9月、業界に先駆けて『TOKYO働き方改革宣言企業』として承認されました。

今回の承認を機に過重労働の撲滅・有給休暇の取得推進など働き方改革を更に推し進めてまいります。

社会貢献活動



東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県岩沼市が進める“減災”を目的とした雑木林作り「千年希望の丘」植樹祭。

2017年5月、今回で3回目の参加をいたしました。

テクノプロ・グループは、岩沼市以外にも女川町(宮城県)の桜の植樹、熊本県でのボランティア、全国各地の清掃活動など様々なお手伝いをしております。

コンプライアンスセミナー2017

お取引先様を対象としたコンプライアンスセミナーを本年も開催いたしました。労働関係法令の解釈をはじめ、正しい労働者派遣や請負の活用における注意点などをご紹介します。

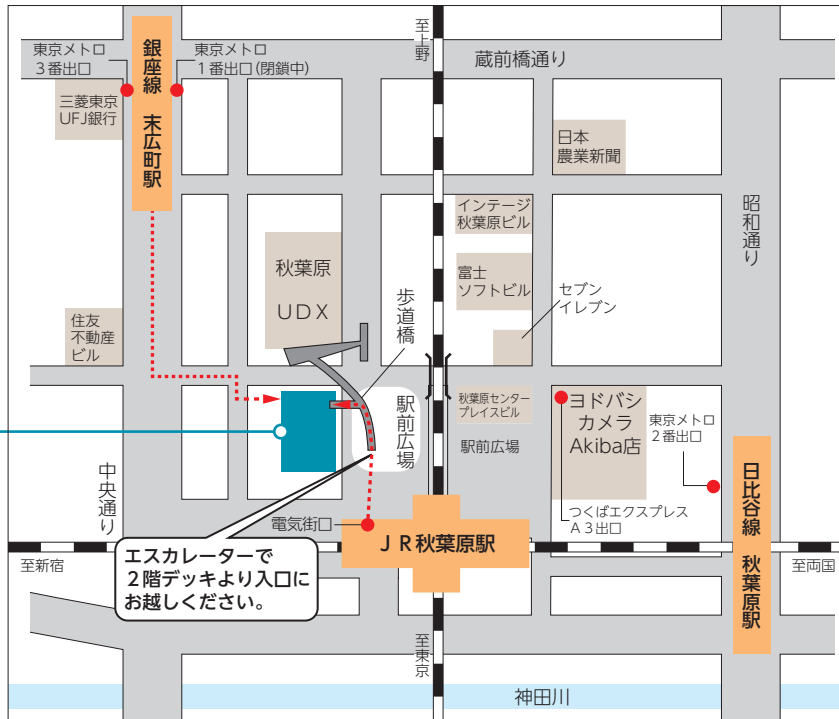
毎回多くのご質問をいただくため、今回は個別相談コーナーを設置し、ご好評をいただきました。



第12回 定時株主総会 会場ご案内図

会場

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル2階
秋葉原コンベンションホール
TEL 03-5297-0230



- | | |
|----------------------|------------------------|
| JR 秋葉原駅(電気街口) | 徒歩1分 |
| 東京メトロ銀座線 末広町駅(3番出口) | 徒歩3分
(1番出口は現在閉鎖中です) |
| 東京メトロ日比谷線 秋葉原駅(2番出口) | 徒歩4分 |
| つくばエクスプレス 秋葉原駅(A3出口) | 徒歩3分 |

※会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

※会場ホール内には、喫煙スペースは設けておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
環境に配慮した「ベジタブルインキ」を使用しています。